

生物多様性条約第 27 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）及び 第 1 回第 8 条(j)等補助機関会合（SB8(j)1）の結果概要について

生物多様性条約第 27 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）及び同条約第 1 回第 8 条(j)等補助機関会合（SB8(j)1）が、2025 年 10 月 20 日から 24 日まで及び 10 月 27 日から 30 日までの日程で、パナマ共和国・パナマシティにおいて開催された。補助機関会合においては、COP16 の決定等を踏まえた会議文書が用意され、有益な議論や合意形成が行われ、勧告等が取りまとめられた。

しかしながら、多くの議題で議論が収束せず、予定時間を大幅に超過した。また、今次会合においては、途上国等からの参加者の渡航費支援のための任意拠出金が不足したために、並行して 2 つ以上のセッションを行うことに対し、一部の途上国から強い反発があった。このような状況から、各国の意見に隔たりがある議題については十分な審議を尽くすことができず、採択された勧告には、複数の選択肢を括弧書きで併記した COP 決定文案が多数含まれる結果となった。これらの議題については、今後、2026 年 10 月にアルメニア・エレバンにおいて開催予定の生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）等（※）を含む、生物多様性条約関連会合において議論が継続される予定。

なお、我が国からは、環境省、農林水産省及び林野庁の関係者が参加した（会期及び会場は以下のとおり。）。

○会期

SBSTTA27：2025 年 10 月 20 日から同年 10 月 24 日まで

SB8(j)1：2025 年 10 月 27 日から同年 10 月 30 日まで

○会場：Atlapa Convention Center（パナマ共和国・パナマシティ）

○補助機関会合に関する公式ウェブサイト（生物多様性条約事務局）

<https://www.cbd.int/conferences/panama-2025>

（※生物多様性条約第 17 回締約国会議（CBD-COP17）、カルタヘナ議定書第 12 回締約国会合（CP-MOP12）及び名古屋議定書第 6 回締約国会合（NP-MOP6））

1. 生物多様性条約第 27 回科学技術助言補助機関会合（27th meeting of the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice：SBSTTA27）

生物多様性条約第 27 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）では、COP17 において実施が予定されている、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の進捗に関するグローバル・レビューの実施に関する議論などが行われ、合計 10 件の勧告が採択された。一部の議題については各国の意見の隔たりが大きく、採択された勧告には、複数の選択肢を括弧書きで併記した COP 決定文案が残る結果となった。

SBSTTA27 においては、COP16 決定に基づき、審議の効率化に向けた各国ステートメントの事前提出に関する試行（パイロット）が行われた。パイロットについては、議事進行の観点から一定程度の効果があったものの、任意の取組であったために試行に参加しない締約国もあるなどの課題も残された。今後、参加者からのフィードバックに基づき、条約事務局にお

いて効果等の分析が行われる予定。

また、会議期間中、環境省は国別報告書に関するサイドイベントを開催するとともに、国連大学サステイナビリティ高等研究所のサイドイベント等において日本の取組を発信した。

なお、主な議題の概要は次のとおり。

議題 3：GBF の実施に向けた進捗のグローバル・レビュー

2026 年 10 月に開催予定の COP17 で公表される予定の、GBF の世界的な進捗状況をまとめたグローバル・レポートの骨子について議論が行われた。このグローバル・レポートは、同じく COP17 で議論される予定である、GBF の進捗を評価するグローバル・レビューの土台ともなる。また、グローバル・レビューの実施の詳細についても議論が行われた。議論の結果、グローバル・レポートの骨子案に関する文書が合意された。

なお、SBSTTA 会期中、生物多様性条約事務局により、政府以外の多様なセクターからの取組状況等を登録するためのプラットフォームが公開された（詳細は「5. その他」を参照。）。

議題 4：生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）作業計画

IPBES が発表した最新の 2 つのレポート（通称「ネクサスアセスメント」及び「社会変革アセスメント」）の活用等について議論が行われた。IPBES アセスメントの受け止め等については締約国間において温度差があり、COP17 において引き続き議論されることとなった。

なお、IPBES については、SBSTTA の会合に先立ち、10 月 18 日に IPBES のネクサスアセスメント及び社会変革アセスメントの活用等に関するワークショップが行われた。

議題 5：生物多様性と気候変動

気候変動枠組条約及び砂漠化対処条約との連携並びに「生態系を活かした気候変動適応及び減災・防災のデザイン及び効果的な実施のための任意ガイドライン」の補遺（Supplement）案について議論が行われた。議論の結果、GBF のターゲット 8（気候変動対策）等の関連する目標の達成に引き続き取り組む旨の勧告が採択されたが、任意ガイドラインの補遺案については、改めて締約国に対して書面で協議（コンサルテーション）が行われることとなった。また、合意が得られなかった論点が多く残され、COP17 において引き続き議論されることとなった。

議題 6：GBF 実施支援のための科学技術的ニーズ

GBF の実施を促進する観点から、条約事務局が既存の作業計画について分析を行った結果に基づき、作業分野毎の今後の扱い等について議論が行われた。しかしながら、合意が得られなかった論点が多く残され、COP17 において引き続き議論されることとなった。

また、追加の作業分野の実施内容に係る事務局提案に関し、「生物多様性を包含した空間計画」、「汚染と生物多様性」、「公平性、ジェンダー平等及び人権に基づくアプローチに関する、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」及び「異なる価値体系」の 5 つの作業分野について議論が行われた。しかしながら、いずれの作業分野についても結論は得られず、引き続き議論されることとなった。特に、汚染と生物多様性に係る作業計画に関しては、事務局提案である「生物多様性と汚染に関するアドホック技術専門家グループ」の設置について意見が一致に至らず、追加的な情報収集が行われることとされた。

さらに、森林作業計画については、各国の意見が一致に至らなかったことから、COP 決定文案全体が括弧書きの状態での勧告が採択され、COP17 において引き続き議論されることとな

った。

議題 8：侵略的外来種

侵略的外来種対策について議論が行われ、オンライン・フォーラム（Open-ended Online Forum）の取組を評価することが勧告に盛り込まれた。なお、当該オンライン・フォーラムは、日本が出資する生物多様性日本基金の支援により実施された。

我が国は、効果的な対策のためには民間セクターを含む幅広いステークホルダーの関与が重要であること等を主張し、括弧書きではあるものの、COP 決定文案に取り入れられる形で勧告が採択された。

一方で、今後の作業計画など、各国の意見の隔たりが大きい論点については、COP17 において引き続き議論されることとなった。

（その他の議題）

- 議題 7： 遺伝子組換え生物等のリスク評価とリスク管理
- 議題 9： 生物多様性と農業（パイロット対象※）
- 議題 10： 生物多様性と健康（パイロット対象※）

※議題 9 及び議題 10 については、会議効率策検討のための試行（パイロット）の対象とされた。これらの議題については、COP16 決定に基づき各国が事前に意見を提出することにより、議題に関する口頭の意見陳述を行わないことで審議を効率させることが試みられた。

2. 生物多様性条約第 1 回第 8 条(j)等補助機関会合（1st meeting of the Subsidiary Body on Article 8(j) and Other Provisions of the Convention on Biological Diversity Related to Indigenous Peoples and Local Communities：SB8(j)1）

生物多様性条約第 8 条(j)（以下「条約第 8 条(j)」という。）は、生物多様性保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民及び地域社会（IPLCs）の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し、及び維持することなどについて規定している。COP16 において、条約に関する作業への先住民及び地域社会の完全かつ効果的な参画のため、条約第 8 条(j)並びに先住民及び地域社会の関連規定に関し、COP などに助言を行う常設補助機関の設立が決定された。

今回はその第 1 回補助機関会合が開催され、締約国代表のほか、先住民及び地域社会の団体を含む NGO、国際機関などが参加した。会合では、補助機関会合の運営方法、2030 年までの作業計画等に関する審議が行われ、合計 6 件の勧告が採択された。

一部の議題については各国の意見の隔たりが大きく、採択された勧告の COP 決定文案には、複数の選択肢を括弧書きで併記した記述が残る結果となった。

なお、主な議題の概要は次のとおり。

議題 4：条約第 8 条(j)等補助機関会合（SB8(j)）の運営方法

条約第 8 条(j)等補助機関会合（SB8(j)）のマנדート、ガバナンス、ビューロー及び共同議長並びに予算を含む運営方法について議論が行われた。主な論点は、補助機関会合の作業に参画するフレンズ・オブ・ビューローとして、各地域から IPLCs の代表を選出する方法等であった。いずれの論点についても意見の隔たりが大きく、それらを COP17 での議論に先送りする形で COP 決定文案を含む勧告が採択された。

議題 5：条約第 8 条(j)等関連規定に係る 2030 年までの作業計画の実施

条約第 8 条(j)等関連規定に関する作業計画において、GBF のターゲット 2 及び 3 の実施のための法的・政策的枠組みを強化するためのガイドライン並びに空間計画プロセス及び環境影響評価における伝統的な土地等の包摂と考慮に関するガイドラインを策定することとされていた。今回その案文について議論が行われ、COP 決定文案を含む勧告が採択された。

また、COP14 において採択された、条約第 8 条(j)等関連規定の文脈におけるキーワード等の任意用語集（グロッサリー）について、更新するためのプロセスに関する勧告が採択された。

（その他の主な議題）

- 議題 3：資源動員戦略に関する徹底対話
- 議題 6：GBF の実施の進捗に係るグローバル・レポートのための伝統的知識に係る助言の提供
- 議題 7：国連先住民問題に関する常設フォーラムによる勧告

4. 今後の予定

今後開催される生物多様性条約の補助機関会合及び締約国会議として、次の会合が予定されている。なお、会議の日程や開催場所については今後変更の可能性がある。

- ・生物多様性条約第 6 回実施補助機関会合（SBI6）：2026 年 2 月 16 日から同月 19 日まで（開催地：イタリア・ローマ）
- ・生物多様性条約第 28 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）：2026 年 7 月 27 日から 8 月 1 日まで（開催地：ケニア・ナイロビ）
- ・生物多様性条約第 7 回実施補助機関会合（SBI7）：2026 年 8 月 4 日から同月 12 日まで（開催地：ケニア・ナイロビ）
- ・生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）、カルタヘナ議定書第 12 回締約国会議（CP-MOP12）及び名古屋議定書第 6 回締約国会合（NP-MOP6）：2026 年 10 月 19 日から同月 30 日（開催地：アルメニア・エレバン）

○今後の生物多様性条約関連会合一覧（生物多様性条約ウェブサイト）

<https://www.cbd.int/doc/lists/events-scbd.pdf>

5. その他

生物多様性事務局は、SBSTTA27 期間中の 10 月 22 日、GBF 実施の進捗状況を把握することを目的に、政府以外の主体（企業、NGO、研究機関、地方公共団体、コミュニティなどの非国家主体）による、GBF の文脈に沿った、生物多様性保全に関する具体的な行動や目標等を登録するためのオンライン報告ツールを公表した。登録する内容は、GBF の目標やターゲットに沿った内容であることが求められ、また、登録の際に組織の権限を証明する書類（レターなど）の提出が求められる。登録された情報は、条約事務局がまとめるグローバル・レポート作成の際に活用される予定。

なお、提出期限は 2026 年 2 月 28 日とされているが、できるだけ速やかな登録が推奨されている。

○登録サイト（生物多様性条約ウェブサイト）

<https://ort.cbd.int>

○生物多様性条約事務局による通知

<https://www.cbd.int/notifications/2025-132>

【参考 1】

科学技術助言補助機関 (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice : SBSTTA)

生物多様性条約第 25 条に基づいて設立された条約の補助機関の一つ。条約の実施状況について科学的・技術的な見地から締約国会議 (COP) 及び他の補助機関に対して助言を行うことを任務とする。

【参考 2】

条約第 8 条(j) 等補助機関 (Subsidiary Body on Article 8(j) and Other Provisions of the Convention on Biological Diversity Related to Indigenous Peoples and Local Communities : SB8(j)1)

生物多様性条約第 25 条に基づいて設立された条約の補助機関の一つ。条約第 8 条(j) 並びに先住民及び地域社会の関連規定に関して COP 及び他の補助機関に助言をすることを任務とする。なお、条約第 8 条(j) は、生物多様性保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民及び地域社会 (IPLCs) の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し、及び維持することなどを規定している。

【参考 3】

環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に関するウェブサイト

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/gbf/kmgbf.html>

以上